

回 覧

白庭台自治会会員各位

令和4年5月14日

白庭台自治会
福祉厚生部会

お亡くなりになった会員のご遺族さまへ

平素は自治会の活動にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて当自治会会員がお亡くなりになった場合、会員名簿の改訂が必要となりますので、班長又はブロック長にお知らせいただき、お渡しする所定の用紙に必要事項をご記入のうえ、ご報告いただきますようお願いいたします。

なお会員ないしは会員の三親等以内の同居のご家族がお亡くなりになった場合規定*により弔慰金をお渡ししますので、上記の所定用紙により併せてお申し出**ください。

以上、あらためてご案内申し上げます。

* 白庭台自治会規約細則9条①

** 原則、ご逝去後6か月以内の申し出とし、長期日数を経たのちの申し出には対応しかねますので、ご了承ください。

以上